

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年1月15日

相模川水系広域ダム管理事務所長 吉川 宏治

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

なお、本業務に係る見積及び契約締結は、当該業務に係る令和3年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1. 当該招請の主旨

本業務は、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館の警備センサー等の機器を使用して行うもので、現在総合警備保障株式会社が本業務を実施している。当館には総合警備保障株式会社のセンサー機器が設置されており、引き続き当該機器を使用して警備業務を行うことを想定して総合警備保障株式会社を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 R3宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館警備業務
- (2) 業務内容 宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館と請負者間の電話回線等により連絡する警報設備等を設置し、当該装置等により夜間及び休日等職員不在時の館内を常時監視し、盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止する業務である。
- (3) 履行期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

3. 業務目的

本業務は、宮ヶ瀬ダム水とエネルギー館において夜間及び休日等職員不在時の館内を常時監視し、盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止する事を目的とする。

4. 参加者に求める応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 01・02・03 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の間にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社にお

ける取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であつてiからivまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑧都道府県公安委員会からの警備業の認定を受けており、機械警備業の届出書を都道府県公安委員会に提出していること。

2) 警備設備に関する要件

警備に必要な機器等は、現在当館に設置されている警備機器等を使用すること。また、現在設置されている防犯機器の所有権、著作権及び著作人格権（同一性保持権）等を侵害しないこと。

3) 業務執行体制に関する要件

請負者が異常情報を受信した時は、請負者緊急要員は30分以内に警備履行場所に急行できること。

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務について、平成22年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していること。

・同種業務：警備履行場所に警報機器等を設置し、当該装置により夜間及び休日等当該職員不在時の当該施設を常時監視し、盗難、火災及びその他異常事態の発生を未然に防止し、異常事態発生時には、現場の状況に応じて、関係各署への通報を行う業務。

5. 手続等

(1) 担当部局

1) 契約関係

〒252-0156

神奈川県相模原市緑区青山字南山2145-50

関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所 総務課

電話 046-281-6911

FAX 046-281-5696

電子メール ktr-miyagase-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

2) 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒252-0156

神奈川県相模原市緑区青山字南山2145-50

関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所 広域水管理課

電話 046-281-6911

FAX 046-281-5696

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1)1)で交付する。

交付期間は令和3年1月15日から令和3年2月4日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)1)に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記(1)2)に事前連絡を行うこと。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和3年2月4日（木）16時00分

提出場所：上記(1)1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和3年2月26日（金）17時15分

(4) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 契約締結日及び履行期間開始日は、令和3年4月1日からとする。ただし、令和3年4月1日までに令和3年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和3年4月2日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(6) 詳細は説明書による。